

## E P A ・ F T A 及び T P P への対応に関する意見書

政府は、平成 22 年 11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この中で、T P P（環太平洋連携協定）について、関係国との協議を開始する姿勢を明確にするなど、自由貿易化に向けた動きが急速に高まっている。

工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではないが、同時に、わが国が貿易立国として発展した結果、食料自給率がきわめて低水準となった事実もふまえる必要があり、農業生産をこれ以上縮小させれば、食料の安定供給や安全・安心の確保が困難となり、国益を損ねるおそれがある。

また、例外を認めない T P P を締結すれば、輸入は増大し、国内農業が崩壊するばかりでなく、関連産業は衰退し、地方の雇用も失われる。これでは、国民が望む食料自給率の向上は到底不可能であり、平成 32 年までに食料自給率を 50% まで引き上げるとした食料・農業・農村基本計画と矛盾をきたすこととなる。

E P A は、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、わが国の食料安全保障と両立できない T P P 交渉への参加は断じて認めることはできない。

については、わが国の E P A ・ F T A 及び T P P への対応について、以下の事項が確保され、断固とした対応がなされるよう、強く求めるものである。

### 記

1. わが国の食料安全保障に重大な懸念が生じることとなる T P P 交渉への参加は、断固阻止すること。
2. E P A ・ F T A は、わが国および交渉相手国双方の経済的、社会的、文化的発展を本来的な目的とすべきであり、農業分野を含む各産業分野が完全に公平な利益を享受できる場合にのみ検討すること。
3. E P A ・ F T A 交渉の立ち上げの是非を判断する場合は、分野別のメリット、デメリットおよび交渉の最終目標をあらかじめ国民に開示し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などに関して、国民の将来に対する不安を喚起しないよう配慮すること。
4. E P A ・ F T A のいかににかかわらず、農業をめぐる国際化が進行するなか、農家所得が半減している実態をふまえ、多面的機能の発揮や農業所得の増大をはかる国内農業政策を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 22 日

伊 豆 市 議 会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
財務大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 殿